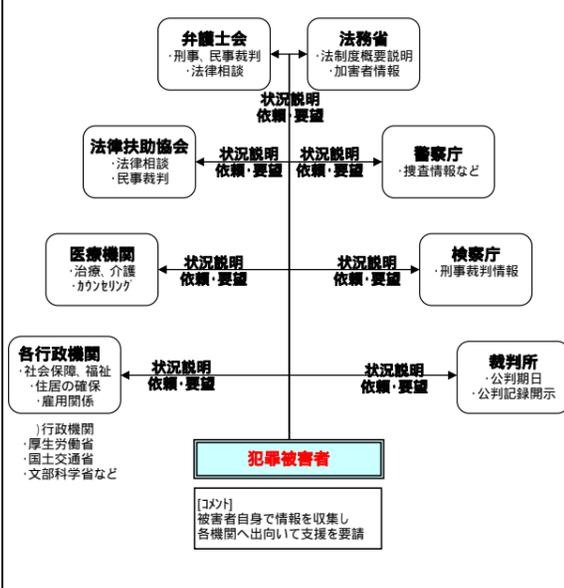
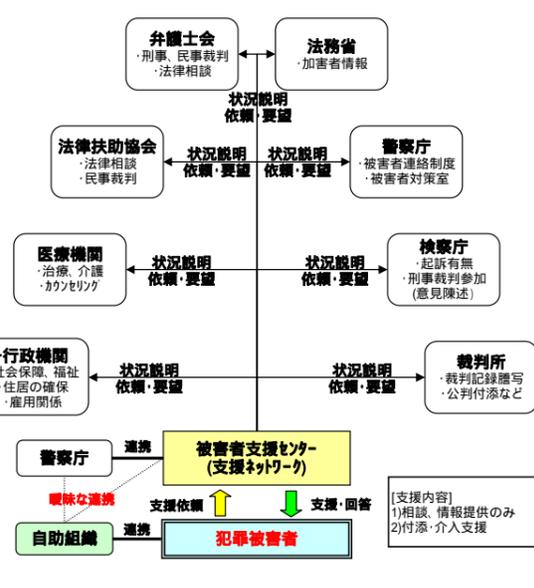
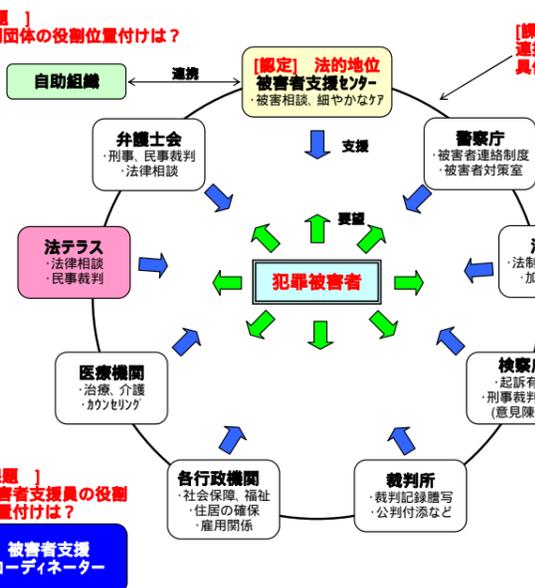
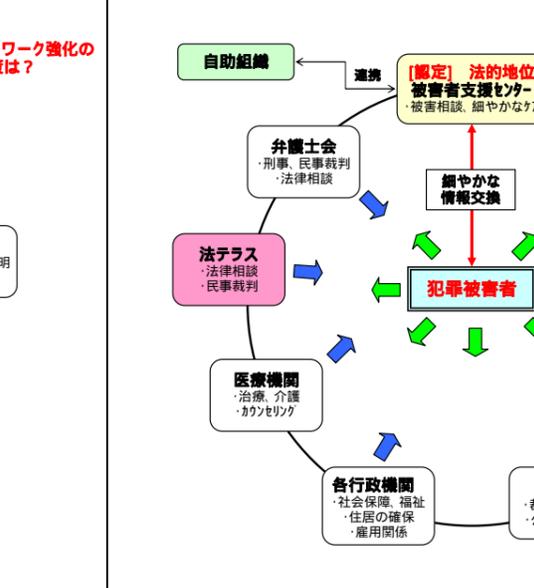
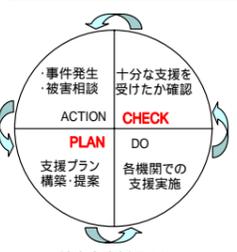


犯罪被害者支援ネットワーク構造のマクロ的な概念整理

区分	従来	現在	未来ビジョン
<p>構造</p> 	<p>支援センターが理想的に機能した場合の犯罪被害者から見たネットワーク</p> 	<p>本検討会で検討すべき犯罪被害者支援ネットワーク</p> 	<p>本検討会で検討すべき犯罪被害者支援ネットワーク (民間団体中心のネットワーク)</p> 
<p>改善</p>	<p>[法律関係] 1. 犯罪被害者保護法の制定 2. 刑事訴訟法・検察審査会法改正 3. ストーカー行為等規正法 4. 児童虐待防止法 5. 少年法改正 6. 犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律の制定</p> <p>[その他] 1. 全国被害者支援ネットワークの設立 「犯罪被害者の要望を受ける連携体制構築の始まり」</p>	<p>課題 各機関のネットワーク強化の具体的な施策は？</p> <p>1. ネットワーク強化の具体的な施策の提案</p> <p>[基本思想] 各機関が全機関の支援内容を把握し、且つ被害者情報を共有できるシステムを構築することで、ネットワーク強化を行い、被害者支援の迅速化、被害者のたらい回し抑制、被害者自身による各機関への重複説明などを可能な限り抑制する体制づくりを目指す</p> <p>a) 各機関の被害者支援内容を明確にし、各機関が他機関の支援内容情報を共有化する 各機関個別の被害者支援手引きを作成 各機関個別の手引きをまとめた総合的な「犯罪被害者支援の手引き」を作成</p> <p>b) 犯罪被害者情報の共有化及び介入の支援体制の構築 犯罪被害者登録制度の導入 事件発生当初に被害者として支援を受ける意志を確認(警察庁) 支援受諾した被害者に、被害者情報を電子データ化し登録する承諾を得て、データベース構築 支援受諾した被害者に、被害者情報を記載した「犯罪被害者手帳(証明書・カード等)」を配布 電子データ登録に承諾しなかった被害者にも支援受諾した被害者には犯罪被害者手帳を配布</p> <p>「犯罪被害者手帳」の発行元・発行者範囲・手帳の内容が課題 発行元(被害者認定)としては警察庁が良いと考えます</p> <p>犯罪被害者登録制度の活用 各機関において、犯罪被害者手帳の提示により、事件の概略、過去の支援履歴などを明確にする 電子データ管理により、各機関での被害者認定を容易にする 限定された機関において、被害者の情報(住居・被害の状況、想定される必要な支援)を把握しておく 被害者側からの支援要請などが全くない場合に、民間支援団体から問合せを行う「介入支援」</p> <p>「限定された機関」の設定が課題:案としては、警察庁、及び警察庁認定の民間支援団体</p> <p>↓ 犯罪被害者のプライバシーに関わる極めて重要な個人情報の取扱い・管理体制の構築が課題</p>	<p>課題 各機関のネットワーク強化の具体的な施策は？ ～基本思想や施策は同左～</p> <p>1. 追加項目 a) どの機関を起点としても犯罪被害者の情報は、認定された民間支援団体へ情報提供されるよう整備する 被害者本人の意志確認を行い、犯罪被害者登録制度に賛同を得た場合に限り</p> <p>課題 被害者支援コーディネーターの役割・位置づけ</p> <p>1. 被害者支援コーディネーターに就くこと(提案) a) 犯罪被害者の状況を冷静に把握し、支援プランを構築・提案(法・制度・機関・人の熟知) b) 被害者が十分な支援を受け回復に向かっているかのフォロー c) 不適切な支援を実施している機関がないか監視する(被害者支援のPDCA監視役)</p> <p>2. 被害者支援コーディネーターの位置づけ a) コーディネーターは、規定された研修プログラムを終了し、国が認定した個人とする b) コーディネーターは独立した個人とする c) コーディネーターは警察庁、もしくは新犯給法に基づき認定された民間支援団体の要請で支援参画 警察庁、認定された民間支援団体の依頼によりコーディネーターは被害者情報を提供される d) コーディネーターは、被害者及び各機関と相談しながら被害者支援を援助する</p> <p>3. 被害者支援コーディネーター制度の課題 a) コーディネーターの人材育成制度の確率、資格認定機関の明確化 b) 支援員等の各機関に対する立場の明確化 各機関を監視できる独立地位を構築できるか c) 民間団体専門で支援を行う支援員との差別化 各機関を監視できる独立地位を構築できるか d) 有償とするか、無償(ボランティア)とするか</p>
<p>課題</p> <p>1. 犯罪被害者の負担が大きい 1) 被害者自身が自ら情報を収集しなければならない 総括的な支援プログラムを考案・提示する機関がない 2) 各機関に対し、被害者であることや支援要望を毎回説明しなければならない 3) 各機関の支援内容が明確でなく適切な被害者支援制度を受けられない場合もあった被害者に対する認識不足</p> <p>2. 犯罪被害者が孤立する 1) 被害者自らが行動を起さなければ、支援や情報提供は得られない 応答型の支援制度(介入型支援制度は存在しなかった) 2) 各機関の対応に問題が発生しても、監視・指摘・是正する機関がない 被害者が個人でクレームを申し出なければならない</p> <p>3. 各機関の連携・ネットワークが構築されていない 1) 各機関とも縦割りの情報網であり、被害者がたらい回しにされる 2) 各機関に対し、被害者であることや支援要望を毎回説明しなければならない</p>	<p>1. 犯罪被害者支援センターの限定的な支援 1) 支援センターの社会的地位、法的地位の不明確 2) 上記1)に由来した、資金源の枯渇 3) 上記1)に由来した、各関係機関との連携構築の停滞 支援センター毎に支援内容が統一されていない 4) 上記1)に由来した、被害者に対する信頼性の課題</p> <p>課題 各機関との連携強化による民間支援団体の支援亦変化と信頼性の向上</p> <p>2. 犯罪被害者への介入の支援体制の遅れ 1) 被害者からの連絡がない場合、被害者の情報がなく介入の支援が困難 被害者の情報が共有化できていない</p> <p>3. 各機関の連携・ネットワークが構築されていない 1) 各機関とも縦割りの情報網であり、被害者がたらい回しにされる 2) 各機関に対し、被害者であることや支援要望を毎回説明しなければならない</p> <p>課題 犯罪被害者情報の共有化、管理体制が確立されていない</p>	<p>課題 被害者支援コーディネーターの役割・位置づけ</p> <p>1. 被害者支援コーディネーターに就くこと(提案) a) 犯罪被害者の状況を冷静に把握し、支援プランを構築・提案できる(法・制度・機関・人の熟知) b) 被害者が十分な支援を受け回復に向かっているかの確認・フォローできる c) 不適切な支援を実施している機関がないか監視できる(被害者支援のPDCA監視役) a)～c)を独自で判断・実行可能な人材の育成がコーディネーター制度の重要課題</p> <p>2. 被害者支援コーディネーターの位置づけ a) コーディネーターは、規定された研修プログラムを終了し、国が認定した個人とする b) コーディネーターは独立した個人とする c) コーディネーターは各機関から要請依頼を受けた場合に被害者支援に参画する(被害者情報を提供される) コーディネーターの責任元が曖昧になる可能性</p> <p>3. 被害者支援コーディネーター制度の課題 a) コーディネーターの人材育成制度確立、資格認定機関の明確化 b) コーディネーター制度の在り方 新犯給法認定の民間支援団体との差別化 c) コーディネーターの各機関に対する立場の明確化 各機関を監視できる独立地位を構築できるか d) 有償とするか、無償(ボランティア)とするか</p>  <p>図 被害者支援のPDCA</p> <p>課題 被害者支援ネットワークの枠組へ組込む民間団体及び個人の認定について</p> <p>1. 支援ネットワークの枠組へ組込む民間団体認定(提案) a) 新犯給法の規定に基づき(犯罪被害者等早期援助団体)をネットワークに組込む b) 法人化されていない支援組織、自助組織については、ネットワークに組込まない 但し、認定された民間支援団体(警察庁)がその活動を把握している場合は被害者に対して、その支援組織、自助組織の連絡先などの情報を提供する 決して、新犯給法に基づき認定されていない民間団体へ被害者情報を開示しない! c) コーディネーターは、各機関からの要請を受けた時からネットワークに組込まれる</p>	<p>課題 被害者支援ネットワークの枠組へ組込む民間団体の認定について</p> <p>1. 支援ネットワークの枠組へ組込む民間団体認定(提案) a) 新犯給法の規定に基づき(犯罪被害者等早期援助団体)のみをネットワークに組込む b) 法人化されていない支援組織、自助組織については、ネットワークに組込まない 但し、認定された民間支援団体(警察庁)がその活動を把握している場合は被害者に対して、その支援組織、自助組織の連絡先などの情報を提供する 決して、新犯給法に基づき認定されていない民間団体へ被害者情報を開示しない! c) コーディネーターは、警察庁及び認定された民間支援団体の要請を受けた時からネットワークに組込まれる</p> <p>[民間支援団体を中心としたネットワーク構築について] 1. 利点 1) 民間支援団体を中心とすることで、構造的な被害者支援の窓口を一本化可能 どの機関を起点にしても、民間支援団体へ集約する構造とする 2) 民間支援団体を中心とすることで、コーディネーターの責任元を明確化する</p> <p>2. 課題 1) 民間支援団体で支援を行う方々の育成、資格認定制度の構築 2) 民間支援団体で支援を行う方々の費用負担 民間支援団体の支援内容の充実化、信頼性の向上</p> <p>[コーディネーターの位置付けが重要ポイント] 1) 犯罪被害者の中には、警察庁に対し不信感・不満を抱く方も多い 2) 住居などを開示することができない支援団体もあり、NPO法人認可されない団体もある 犯罪被害者等早期援助団体の指定を受けることができない有力な支援団体が発生する</p> <p>↓ よって、警察庁や民間支援団体(認定)から独立したコーディネーターが重要となる 早期援助団体として指定を受けることができない支援団体もコーディネーター資格を取ることで、社会的信頼や地位を明確できる。そして、支援ネットワークに参画することで、各関係機関から情報提供を受けたり、被害者支援に共同に取り組むことができるようになる。</p>

犯罪被害者が求める情報提供や支援と各機関のマクロ的な関係 ~ 参考資料 ~

区分	被害者が求める情報		被害者が求める支援	
	事件捜査・裁判・加害者の情報		被害者支援	
	項目	関係機関	項目	関係機関
1 事件発生～捜査段階	1) 事件捜査の概要 2) 捜査の進捗状況 3) 捜査段階での権利、法的地位	検察・警察庁	1) 住居、安全の確保、マスコミ対応 2) 医療関連の情報提供 3) 経済的補助の情報 ・犯罪被害者給付金(犯給法) ・犯罪被害者救済基金 ・社会保障制度 ・福祉制度 4) 雇用情報の提供 ・仕事の継続が出来なくなった人 ・仕事の変更を余儀なくされた人	警察庁、国交省、支援センター 厚生労働省 警察庁 (財) 犯罪被害者救済基金 厚生労働省 厚生労働省 厚生労働省
2 加害者検挙～刑事裁判	1) 刑事裁判/少年審判の概要 2) 刑事裁判での権利、法的地位 ・意見陳述、傍聴、記録閲覧など 3) 刑事裁判の進捗状況 ・起訴の有無、裁判期日 4) 裁判記録の閲覧	法務省/検察庁 検察庁 検察庁 裁判所	1) 裁判へ手続きの支援 ・優先傍聴、支援傍聴、証人出廷付添い ・裁判記録閲覧、コピー 2) 検察審査会への申し立て支援	検察庁 検察庁
3 刑事裁判確定	1) 判決内容 2) 刑の執行状況 3) 加害者の出所有無 4) 加害者の居住地 5) 再犯の有無	裁判所、検察庁 法務省/矯正局 法務省/矯正局 法務省/矯正局 法務省	1) 裁判記録の閲覧・コピーの支援 2) 加害者の処遇、出所情報の入手	裁判所、検察庁 法務省/検察庁
4 損害賠償請求 ～民事裁判～	1) 損害賠償請求の概要 2) 法律相談 3) 法律扶助関係	法務省/日弁連 日弁連 法律扶助協会 日本司法支援センター	1) 法律相談 2) 弁護士の情報提供 3) 弁護士費用の補助	日本司法支センター、日弁連

これらの情報を一括で提示・処理手続き案内及び処理手続きをしてくれる機関が理想

現状では各機関が分担して被害者支援を実施中

支援ネットワークを強化・充実し一括して情報提供できるようにする

[MEMO]

- 被害者が求める情報・支援は様々で、その対応機関は多岐に亘る
- 被害者が各機関で情報や支援を得るのに、毎回事件の説明をすることは大変負担である
- 一方、説明を受ける各機関側も、その説明の信憑性に疑心を頂く場合があると推定される
- よって、犯罪被害者登録制度を導入し、犯罪被害者手帳を設定することで、国は犯罪被害者を認知しその身分保証する
- 犯罪被害者手帳は警察庁が作成・認定し、各関係機関に効力があるようにする
- 被害者手帳には、事件の概要と本人特定だけでなく、各機関がこれまで支援実施した場合は、その情報付記し、支援内容が分かるようにすべき
- また、「犯罪被害者手帳」の情報を電子データ化することで、被害者情報を管理するシステム構築も可能
- プライバシーの保護と情報管理システムの健全が課題

窓口の一本化を図ることが望ましいが、新たに機関を設けるには、効率的でない
よって、現状の既存機関を活用する場合は、被害者にもっとも接する機会が多い警察、もしくは警察が認定した民間団体が良いと推定される